

宮崎市福祉センター等の見直し内容概要

●宮崎市総合福祉保健センター

開館時間：午前9時～午後10時

※浴室：午前10時～正午、午後1時～午後3時
→午前10時～午後4時

休館日：12月29日～翌年1月3日

※障害者浴室・浴室：日曜・土曜・祝日も休み

※使用料見直し(円)※R6.4.1改正

施設名	見直し前	見直し後	増減額
① 研修室	440	360	▲80
② 視聴覚室	340	360	20
③ 調理実習室	340	360	20
④ 和室	340	360	20
⑤ 浴室	0	200	200

※今回改正となったのは、⑤浴室の使用料のみ。
※2階の浴室については、市内に住所を有する60歳以上の者に限り、経過措置として2年間半額とする。
(令和8・9年度のみ200円から100円とする。)
※市内に住所を有する障がい者、要介護者、要支援者及び介助者は使用料を免除する。

【浴室】
市内に住所を有する60歳以上の者が利用可
↓
誰でも利用可とする(使用料を設定)

●佐土原地域福祉センター

開館時間：午前9時～午後10時

※浴室：午前9時～午後4時

休館日：12月29日～翌年1月3日

※浴室・遊びり：日曜・土曜・祝日も休み

※使用料見直し比較表(円)

施設名	見直し前	見直し後	増減額
① 和室	310	360	50
② 調理実習室	310	360	50
③ 栄養指導室	210	230	20
④ 健康指導室	210	230	20
⑤ 浴室	0	200	200

※浴室については、市内に住所を有する60歳以上の者に限り、経過措置として2年間半額とする。
(令和8・9年度のみ、200円から100円とする。)
※市内に住所を有する障がい者、要介護者、要支援者及び介助者は使用料を免除する。
※冷暖房使用料は、改正後の使用料に含む。

【浴室】
市内に住所を有する60歳以上等の者が利用可
↓
誰でも利用可とする(使用料を設定)

●田野総合福祉館

開館時間：午前9時～午後10時

※浴室：午前10時～午後9時
→午前10時～午後7時

休館日：月曜日

12月28日～翌年1月3日
→12月29日～翌年1月3日

※使用料見直し比較表(円)

施設名	見直し前	見直し後	増減額
① 大広間	720	360	▲360
② 会議室	460	230	▲230
③ 研修室	310	130	▲180
④ サークル室	310	230	▲80
⑤ 調理室	970	360	▲610
⑥ 入浴施設	310	200	▲110
⑦ 多目的室 (トレーニング室)	100	100	0

※浴室については、市内に住所を有する65歳以上の者に限り、経過措置として2年間半額とする。
(令和8・9年度のみ、200円から100円とする。)
※市内に住所を有する障がい者、要介護者、要支援者及び介助者は使用料を免除する。
※冷暖房使用料は、改正後の使用料に含む。

【浴室】
誰でも利用可(65歳以上は無料)
↓
誰でも利用可(65歳以上も有料)

●清武総合福祉センター

開館時間：午前8時30分～午後10時

※浴室：午前9時～午後4時
→午前9時30分～午後4時

休館日：土曜、日曜、祝日

12月29日～翌年1月3日

※使用料見直し比較表(円)

施設名	見直し前	見直し後	増減額
① 大会議室	310	360	50
② 会議室	150	360	210
③ 地域交流室	120	230	110
④ 浴室	310	200	▲110

※浴室については、市内に住所を有する65歳以上の者に限り、経過措置として2年間半額とする。
(令和8・9年度のみ200円から100円とする。)
※市内に住所を有する障がい者、要介護者、要支援者及び介助者は使用料を免除する。

【浴室】
誰でも利用可(65歳以上は無料)
↓
誰でも利用可(65歳以上も有料)